令和４年１２月２日　総務文教委員会

総務部総務課

議 案 説 明 資 料

１　議案第５９号　田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について　・・・Ｐ　１

２　議案第６０号　田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について　・・・Ｐ１３

議案第５９号　田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

１　改正理由

令和４年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況等を勘案し、本市職員等についても同様の改定を行うため、所要の措置を講じるもの

２　改正の主な内容

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況等に準拠し、次のとおり改定する。

⑴　給料

給料表の水準を平均０．３％引き上げる。

⑵　一般職の期末・勤勉手当

勤勉手当の支給月数を０．１月引き上げる。（４．３月分→４．４月分）

年度	時期	手当区分	改正案	現行	差
令和４年度	6月期	期末手当	1.200月	1.200月	0.000月
		勤勉手当	0.950月	0.950月	0.000月
		計	2.150月	2.150月	0.000月
	12月期	期末手当	1.200月	1.200月	0.000月
		勤勉手当	1.050月	0.950月	0.100月
		計	2.250月	2.150月	0.100月
	計		4.400月	4.300月	0.100月
令和５年度以降	6月期	期末手当	1.200月	1.200月	0.000月
		勤勉手当	1.000月	0.950月	0.050月
		計	2.200月	2.150月	0.050月
	12月期	期末手当	1.200月	1.200月	0.000月
		勤勉手当	1.000月	0.950月	0.050月
		計	2.200月	2.150月	0.050月
	計		4.400月	4.300月	0.100月

※　再任用職員（現行２．２５月→改定後２．３月　＋０．０５月）

⑶　特別職（市長、副市長、教育長及び病院事業管理者）の期末手当

期末手当の支給月数を０．０５月引き上げる。（３．２月分 →３．２５月分）

年度	時期	手当区分	改正案	現行	差
令和４年度	6月期	期末手当	1.600月	1.600月	0.000
	12月期	期末手当	1.650月	1.600月	0.050
	計		3.250月	3.200月	0.050
令和５年度以降	6月期	期末手当	1.625月	1.600月	0.025
	12月期	期末手当	1.625月	1.600月	0.025
	計		3.250月	3.200月	0.050

３　施行日

公布の日から施行。ただし、次のとおり一部別途施行及び遡及適用あり。

⑴　令和４年４月１適用

ア　給料表の改正（※会計年度任用職員への適用は令和５年４月１日から）

イ　令和４年度の勤勉手当率（一般職）の改正。ただし、６月分は改正前の率

⑵　令和４年１２月１日適用

令和４年度の期末手当率の改正（特別職）

⑶　令和５年４月１日施行

令和５年度以降の期末勤勉手当率の改正

４　改正を要する条例

⑴　田川市職員の給与に関する条例

⑵　田川市特別職の職員の給与に関する条例

⑶　田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

⑷　田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

⑸　田川市病院事業管理者の給与等に関する条例

５　新旧対照表　別紙（Ｐ３～Ｐ１２）

○田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）新旧対照表（第１条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第１７条の３まで　（略） （勤勉手当） 第１７条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の９５、１２月に支給する場合には１００分の１０５を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の４５、１２月に支給する場合には１００分の５０を乗じて得た額の総額 ３から５まで　（略）	第１条から第１７条の３まで　（略） （勤勉手当） 第１７条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の９５を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に１００分の４５を乗じて得た額の総額 ３から５まで　（略）

新（改正案）	旧（現行）
第１７条の５から第２２条まで　（略） 別表第１（第３条関係） 行政職給料表 （新給料表） 別表第２から別表第４まで　（略）	第１７条の５から第２２条まで　（略） 別表第１（第３条関係） 行政職給料表 （旧給料表） 別表第２から別表第４まで　（略）

○田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）新旧対照表（第２条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第１７条の３まで　（略） （勤勉手当） 第１７条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１００を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎に１００分の４７．５を乗じて得た額の総額 ３から５まで　（略） 第１７条の５から第２２条まで　（略）	第１条から第１７条の３まで　（略） （勤勉手当） 第１７条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の９５、１２月に支給する場合には１００分の１０５を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の４５、１２月に支給する場合には１００分の５０を乗じて得た額の総額 ３から５まで　（略） 第１７条の５から第２２条まで　（略）

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和２７年条例第４号）新旧対照表（第３条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第４条まで　（略） 第５条　第３条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）第１７条第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」と読み替えるものとする。	第１条から第４条まで　（略） 第５条　第３条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）第１７条第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６０」と読み替えるものとする。

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和２７年条例第４号）新旧対照表（第４条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第４条まで　（略） 第５条　第３条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）第１７条第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６２．５」と読み替えるものとする。	第１条から第４条まで　（略） 第５条　第３条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）第１７条第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」と読み替えるものとする。

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）新旧対照表（第５条関係）

<table>
<tr><th>新（改正案）</th><th>旧（現行）</th></tr>
<tr><td>
第１条から第６条まで　（略）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr>
<tr><td>1</td><td>３７６，０００</td></tr>
<tr><td>2</td><td>４２２，０００</td></tr>
<tr><td>3</td><td>４７２，０００</td></tr>
<tr><td>4</td><td>５３３，０００</td></tr>
<tr><td>5</td><td>６０８，０００</td></tr>
</table>
２から４まで　（略）
第８条　（略）
（給与条例の適用に関する読替え）
第９条　特定任期付職員に対する給与条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「、６月に支給する場合には１００分の１６２．５、１２月に支給する場合には１００分の１６７．５」とする。
２　（略）
第１０条及び第１１条　（略）
</td><td>
第１条から第６条まで　（略）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr>
<tr><td>1</td><td>３７５，０００</td></tr>
<tr><td>2</td><td>４２２，０００</td></tr>
<tr><td>3</td><td>４７２，０００</td></tr>
<tr><td>4</td><td>５３３，０００</td></tr>
<tr><td>5</td><td>６０８，０００</td></tr>
</table>
２から４まで　（略）
第８条　（略）
（給与条例の適用に関する読替え）
第９条　特定任期付職員に対する給与条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６２．５」とする。
２　（略）
第１０条及び第１１条　（略）
</td></tr>
</table>

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）新旧対照表（第６条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第８条まで　（略） 第９条　特定任期付職員に対する給与条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」とする。 ２　（略） 第１０条及び第１１条　（略）	第１条から第８条まで　（略） 第９条　特定任期付職員に対する給与条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「、６月に支給する場合には１００分の１６２．５、１２月に支給する場合には１００分の１６７．５」とする。 ２　（略） 第１０条及び第１１条　（略）

○田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第１７号）新旧対照表（第７条関係）

新（改正案）	旧（現行）
附　則 １から３まで　（略） （田川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） ４　田川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年条例第●号）附則第１条第１項本文に規定する同条例の施行の日から令和５年３月３１日までの間の第５条の規定の適用については、同条中「給与条例」とあるのは、「田川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年条例第●号）第１条の規定による改正前の給与条例」とする。	附　則 １から３まで　（略）

○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成２２年条例第２２号）新旧対照表（第８条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第４条まで　（略） 第５条　ここの条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）の規定の例による。この場合において、同条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」とする。 第６条及び第７条　（略）	第１条から第４条まで　（略） 第５条　ここの条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）の規定の例による。この場合において、同条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６０」とする。 第６条及び第７条　（略）

○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成２２年条例第２２号）新旧対照表（第９条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第４条まで　（略） 第５条　ここの条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）の規定の例による。この場合において、同条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６２．５」とする。 第６条及び第７条　（略）	第１条から第４条まで　（略） 第５条　ここの条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）の規定の例による。この場合において、同条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」とする。 第６条及び第７条　（略）

議案第６０号　田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

１　改正理由

一般職の国家公務員の給与改定に準じて期末手当の改定を行う国の特別職に準じ、本市の市議会議員についても同様の措置を講ずるもの。

２　改正内容

期末手当の年間支給月数を０．０５月分引き上げる。（３．１５月分→３．２月分）

年度	時期	手当区分	改正案	現行	差
令和４年度	6月期	期末手当	1.575月	1.575月	0.000
	12月期	期末手当	1.625月	1.575月	0.050
	計		3.200月	3.150月	0.050
令和５年度以降	6月期	期末手当	1.600月	1.575月	0.025
	12月期	期末手当	1.600月	1.575月	0.025
	計		3.200月	3.150月	0.050

３　施行日

公布の日から施行。ただし、次のとおり一部別途施行及び遡及適用あり。

⑴　令和４年１２月１日適用

令和４年度の期末手当率の改正

⑶　令和５年４月１日施行

令和５年度以降の期末手当率の改正

４　新旧対照表　別紙（Ｐ１４・Ｐ１５）

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第２３号）新旧対照表（第１条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第５条まで　（略） （期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１６２．５を乗じて得た額とする。 ３　（略） 第７条及び第８条　（略）	第１条から第５条まで　（略） （期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１５７．５を乗じて得た額とする。 ３　（略） 第７条及び第８条　（略）

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第２３号）新旧対照表（第２条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第５条まで　（略） （期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１６０を乗じて得た額とする。 ３　（略） 第７条及び第８条　（略）	第１条から第５条まで　（略） （期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１６２．５を乗じて得た額とする。 ３　（略） 第７条及び第８条　（略）